

企業のみなさま！！

農業をはじめませんか

富山市企業等農業参入支援事業 の紹介

農業以外の事業を行う企業が農業参入する際に、経費の一部を助成する事業です。

対象となる企業

株式会社
合資会社
社会福祉法人

合同会社
合同会社
NPO法人

雇用創出支援事業

初期設備導入支援事業

支援の対象

新規従業員・県外からの移住者の
雇用の創出に要する経費

※詳しくは裏面「雇用期間のイメージ」
をご覧ください

農業用機械・農業用施設
の導入経費

補助率

新規雇用者数×10万円
+
県外からの移住者数×20万円

限度額100万円
新規雇用者5人分まで

導入経費と300万円との
いずれか低い額の1/3以内の額

申請方法

書類をご提出ください

- (1) 交付申請書・実施計画書
- (2) 法人の現在事項全部証明の写し
- (3) 農地法第3条の許可証又は農地利用集積計画書の写し
- (4) 農業委員会へ提出した農業計画書の写し
- (5) 農業委員会へ提出した土地及び住所地の生産組合長の同意書の写し
- (6) 農地の所在がわかる位置図



雇用創出支援事業

- (7) 新規雇用者の住民票
- (8) 新規雇用者の雇用保険の
被保険証の写し

初期設備導入支援事業

- (7) 導入する機械又は施設の見積書
又は設計図
- (8) 市長が必要と認める書類

くわしくは下記担当またはホームページまで

富山市 企業参入



担当
窓口

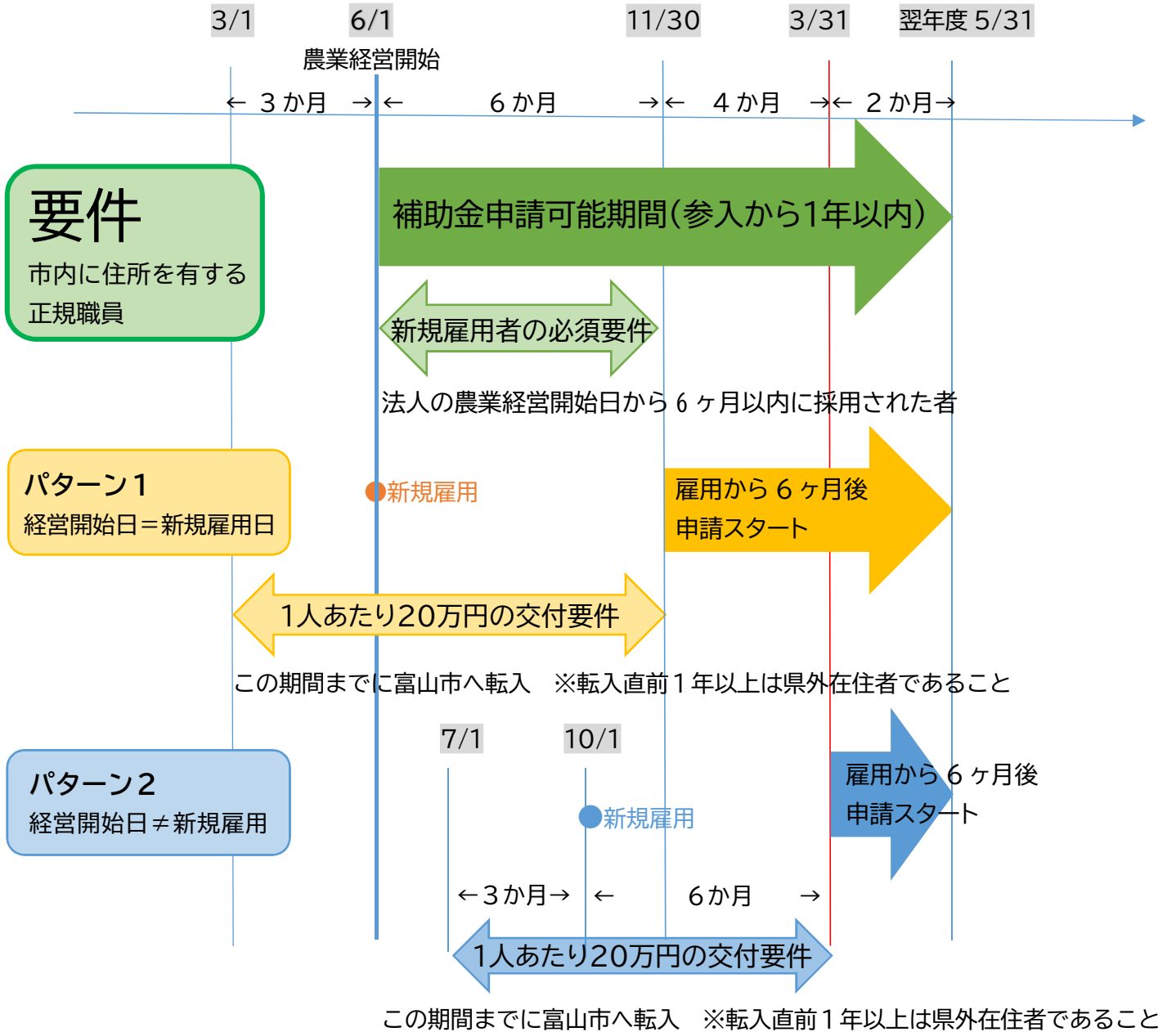
富山市農政企画課経営支援係 富山市新桜町7番38号 東館4階

TEL. 443-2081 FAX. 443-2185

雇用創出支援事業

～雇用期間のイメージ～

例) 6月1日に営農を開始した場合



この期間までに富山市へ転入 ※転入直前1年以上は県外在住者であること